

# 千代田区 障害福祉プラン 概要版

障害者計画 令和 6 (2024) 年度～令和 11 (2029) 年度  
第7期 障害福祉計画 令和 6 (2024) 年度～令和 8 (2026) 年度  
第3期 障害児福祉計画 令和 6 (2024) 年度～令和 8 (2026) 年度

閲覧用

千代田区

# 1 計画策定の背景と趣旨

障害者計画として障害等のある方に関する施策の基本的方向性を示すとともに、現行の「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」の計画期間が終了になることから、障害者制度の動向や国の指針を踏まえ、さらに令和4（2022）年7月に策定された「千代田区地域福祉計画 2022」で示された地域共生社会の理念を継続し、「障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」として、「千代田区障害福祉プラン」（以下、「本プラン」という。）を策定します。

# 2 位置付け

本プランは、「千代田区第4次基本構想」（令和5（2023）年3月）を上位計画とする「千代田区地域福祉計画 2022」（令和4（2022）年7月）で示された考え方を基本とし、障害者基本法第11条第3項に基づく障害者計画として、本区の障害福祉施策についての基本的な方向性を示すと同時に、障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に基づく障害児福祉計画を定めるものです。

# 3 計画の期間

本プランは、障害者計画としては、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間の前期にあたり、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画とします。

計画の進捗については、毎年度確認を行うとともに、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜見直しを行うものとします。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	
基本構想	第3次		第4次(10年毎に改定)							
地域福祉計画				令和4(2022)年~令和8(2026)年 (5~6年毎に改定)			令和9(2027)年~			
障害者計画	令和3(2021)年~ 令和5(2023)年		改定			令和6(2024)年~ 令和8(2026)年(前期)		改定		令和9(2027)年~ 令和11(2029)年(後期)
障害福祉計画	第6期		改定			第7期		改定		第8期
障害児福祉計画	第2期		改定			第3期		改定		第4期

## 4 基本理念

---

**障害等のあるなしに関わらず、その人らしさが尊重され、  
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる  
千代田区の実現**



本プランにおける「障害等」のある方とは

障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法などの関連法規を踏まえた、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある方及び難病患者だけではなく、法的な定義では補足できない各種の障害や、厳密に障害者の定義にあてはまらないものの、専門的なサポートを要する方など、“継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方”すべてを含みます。

## 5 基本方針

---

### ●地域共生社会を実現するための基礎である障害等への理解の促進に取り組みます

障害等のあるなしに関わらず、誰もが等しくかけがえのない個人として尊重され（基本的人権の尊重）、自らのことは自分自身で決定することができ（自己決定権）、それぞれが持てる力を発揮して積極的に社会と関わりを持ちながら（社会参加）、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域共生社会の実現をめざします。

### ●ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います

出生から就園、就学、就労等、その後の就労定着に向け、ライフステージごとに発達に応じた継続的かつ一元的な支援体制を構築し、相談から各サービス利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに合った適切な支援が、生涯にわたって途切れることなく継続的に受けることのできる体制を整備していきます。

### ●障害等のあるなしに関わらず地域で住み続けられるよう支援を充実します

様々な支援や障害福祉サービスを充実させるだけでなく、情報発信を含めた相談支援体制を強化していくとともに、障害等のある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点等の整備を推進していきます。また、本人の意思を十分に尊重した上で、地域生活としてグループホーム等の居住の場が選択できるよう一人暮らし等の希望の実現に向けた支援を充実していきます。

## 6 基本目標

---

### 基本目標 1

#### 地域の中でともに生きる仕組みづくり

地域共生社会の実現に向け、「障害者の権利に関する条約」、「障害者差別解消法」等の趣旨を踏まえた障害等への理解と合理的配慮の促進に関する取組みを進め、障害等のあるなしに関わらず相互に尊重し合える地域をめざすとともに、地域住民、地域の社会資源、公的支援の連携に取り組みます。

### 基本目標 2

#### 安心して暮らす仕組みづくり

障害等のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害等の特性に応じた相談支援の充実とともに、地域の保健・医療・福祉・教育等の機関の連携を強化し、緊急・災害時等においても本人やその家族等の状況に応じて地域で生活を続けられる体制をめざします。

### 基本目標 3

#### 自立した生活を支える基盤づくり

障害等のある方が地域生活を継続していくために必要な移動の支援や住まいの確保といった在宅生活を支える各種サービスや経済的な支援の充実を図るとともに、サービス提供事業者と連携し、サービスの質の向上及びサービス提供人材の確保に向けた取組みを推進していきます。

### 基本目標 4

#### 子どもと家庭を支える体制づくり

障害や発達に気がかりや心配のある子どもが保護者とともに地域でのびのびと安心して暮らしていくためには、医療・保健・教育等の各分野が連携を図り、ライフステージごとの最適な支援やサービスの提供が必要です。あわせて、家庭における子育ての不安や介護負担の軽減及び経済的な援助を図る体制づくりに努めます。

### 基本目標 5

#### 就労と社会参加を進める仕組みづくり

障害等のある方の就労支援のため、一人ひとりの適性やニーズに合った支援を提供するとともに、就労定着支援、障害者雇用を行う企業等を新たに開拓する地域開拓を推進していきます。また、障害等のある方が地域で充実した生活を送るための居場所づくりや余暇活動に積極的に参加できる場を整えていきます。

## 7 体系図

基本  
理念

障害等のあるなしに関わらず、  
その人らしさが尊重され、住み慣れた地域で  
安心して暮らし続けられる千代田区の実現

基本  
方針

地域共生社会を実現する  
ための基礎である障害等への  
理解の促進に取り組みます

ライフステージに応じた  
切れ目のない  
支援を行います

障害等のあるなしに関わらず  
地域で住み続けられるよう  
支援を充実します

基本目標

施策の方向性

1  
地域の中でともに  
生きる仕組みづくり

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 障害の理解促進と権利擁護の推進 | 【P24～】 |
| (2) 地域とのつながりの強化     | 【P27～】 |
| (3) 情報提供・意思疎通支援の充実  | 【P31～】 |

2  
安心して暮らす  
仕組みづくり

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| (1) 特性に応じた重層的な相談体制の整備 | 【P34～】 |
| (2) 緊急時の支援の実施         | 【P40～】 |
| (3) 防災・防犯対策の推進        | 【P42～】 |

3  
自立した生活を  
支える基盤づくり

- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| (1) 在宅生活を支える体制の整備とサービスの充実 | 【P46～】 |
| (2) 経済的支援の実施              | 【P50～】 |
| (3) 保健・医療サービスの充実          | 【P52～】 |
| (4) 移動手段の充実               | 【P53～】 |
| (5) 住まいの確保                | 【P54～】 |
| (6) 人材確保・事業所への支援          | 【P55～】 |

4  
子どもと家庭を  
支える体制づくり

- |                  |        |
|------------------|--------|
| (1) 子どもの成長と学びの支援 | 【P58～】 |
| (2) 子育て支援の充実     | 【P65～】 |

5  
就労と社会参加を  
進める仕組みづくり

- |                    |        |
|--------------------|--------|
| (1) 特性に応じた雇用・就労の促進 | 【P68～】 |
| (2) 余暇活動・社会参加の促進   | 【P70～】 |

※ ページ数は、千代田区障害福祉プラン本編記載のページ

## 8 重点事業の取組の方向性

### 障害を理由とする差別解消の推進

合理的配慮提供に資する物品の配備等や障害等のある方の気持ちに寄り添ってサポートできる「心のバリアフリー」を推進する障害者サポーター「ハートクルー」を養成するため、その知識・経験が発揮できる機会・場を提供します。あわせて、引き続き「よかったこと調査」の概要版配布や「心のバリアフリー推進ハンドブック」の活用等普及・啓発活動を推進します。

### (仮称) 神田錦町三丁目施設の整備

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、重度障害者に対応した居住の場及び地域交流機能を有する施設として、「(仮称) 神田錦町三丁目福祉施設整備基本計画」、実施計画等に基づき、整備します。令和6(2024)年度に既存施設の解体工事、新施設の設計を実施します。令和7(2025)年度から建設工事に着手し、令和8(2026)年度中に施設を開設します。

### 子どもの健康相談室

保健所の健診等と連携をするとともに、積極的に事業の周知を行い、より多くの子どもの相談に対応します。また、相談では一人ひとりの発達に合わせた助言やアドバイスを行い、必要に応じて医療機関や相談機関、療育支援の場などに円滑につなげます。

### 基幹相談支援センター事業

千代田区立障害者福祉センターえみふると障害者よろず相談の2か所を基幹相談支援センターとして位置づけ、相互連携のもと地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として相談支援の体制整備を行います。また、地域生活コーディネーターを配置することにより、地域生活支援拠点等の体制における相談や居住支援の中心的な役割を担うとともに、入所施設や病院等と連携を図り、地域生活への移行・定着に向けた取組みを行います。

### 障害者よろず相談

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹型相談支援事業として、障害等のある方や手帳を持たない心の病や発達障害のある方、その家族が身近な困りごとを気軽に相談できる総合的・専門的な相談窓口を運営します。また、地域移行や地域定着への支援を行う上で、アウトリーチ支援を積極的に行うとともに、顕在化していない課題の察知にも努め、利用者の継続的な相談や居場所利用を進める中で、利用者との良好な信頼関係の構築に取り組みます。

### 重層的な相談支援体制及び相談支援フローの構築

障害等のある方の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止めるための相談支援のあり方や、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例を多機関と協働して支援するための取組み等、重層的な相談支援体制及び相談支援フローを構築します。

### ひきこもり対策

令和4(2022)年3月に開設した、ひきこもりに関する総合的な受付窓口において、ひきこもりに関する相談を受け付けます。また、関係する支援機関等で構成される「ひきこもりに関する支援協議会」の運営を行い、連携した支援体制の構築を推進します。さらに、アンケート調査等を通じて、区のひきこもりの実態を把握し、施策の検討を行います。

### 地域生活支援拠点等の整備

地域生活を支える機能を多く有する障害者福祉センターえみふると、令和8(2026)年度に開設予定の(仮称) 神田錦町三丁目施設に基幹相談支援センターを含め、地域の障害者福祉サービス事業所との協力・連携を図り、地域の支援体制の整備を図ります。相談機能については、基幹相談支援センターが行う地域移行や地域定着の支援とあわせて、地域で生活する障害者に対する相談機能の強化・充実を図るとともに、地域生活コーディネーターを配置し、多機関との連携を図り、積極的なアウトリーチ支援を行うことで相談やサービスの利用につながりにくい障害者にもアプローチを行います。

## 移動支援事業

利用ニーズの拡大、多様化とともに今後も利用者が増加するものと考えられます。通学時の利用に必要な上限時間を拡充するとともに、引き続き事業所と連携しながら、特に新規利用者がスムーズに利用できる体制を整えます。

## 専門的人材の育成

基幹相談支援センターが研修会及び事例検討会や勉強会等を開催することで、支援者の専門性の向上を図るとともに、地域の障害福祉サービス事業者による積極的なボランティアやインターンシップの受け入れ等人材の育成を図るための体制づくりを推進します。

## 障害児ケアプラン事業《はばたきプラン》

保護者との面談及びプラン作成の過程では、業務の効率化を図り、利用者にプランの提示を早くできるように努めます。また、保護者の同意に基づき、幼稚園・こども園・保育園や学校等の関係機関との情報共有を効果的に行います。

令和6（2024）年度以降は専門相談員を増員し将来的に、区内に住む障害や発達に課題のある子どもの多くが、《はばたきプラン》を作成している状況をめざします。

## 子ども発達センター《さくらキッズ》

登録児童数は増加傾向にあり、利用に当たっては、保護者の方と相談し、利用頻度の調整を行いながら、一人ひとりに必要な療育プログラムを提供しています。

利用ニーズは今後も増えていくことが見込まれますが、現在の建物ではこれ以上のスペース拡大が困難であり、また、専門職員の確保・育成も課題となっています。

今後、運営事業者による職員の確保・育成を支援しながら、発達系相談室を有する区内の大学との連携や事業の拡充などの施策展開を検討します。

## 子どもの健康相談室（園訪問）

区内にあるすべての幼稚園・こども園、保育園及び児童館に、言語聴覚士・理学療法士・作業療法士が訪問し、園生活における療育的な配慮や指導・関わり方等について職員に助言・アドバイス等を行います。

子どもが一日の生活の中で多くの時間を過ごす園生活について、療育の専門家が助言やアドバイスを行うことで、園生活の中で子どもの発達を促すとともに、療育的配慮のある環境を整えます。

## 重症心身障害児等支援事業

区内に在住する重度・重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする子ども、特別支援学校や特別支援学級に通う子どもの多くが、利用する療育の場をめざして、利用者や事業所のニーズの把握に努めるとともに、良質な療育プログラムの提供ができるよう事業所と連携・協力を推進します。また、増加する利用者に対応するためフロアの増設と定員拡充に対応した新たな補助を実施します。

## 千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業

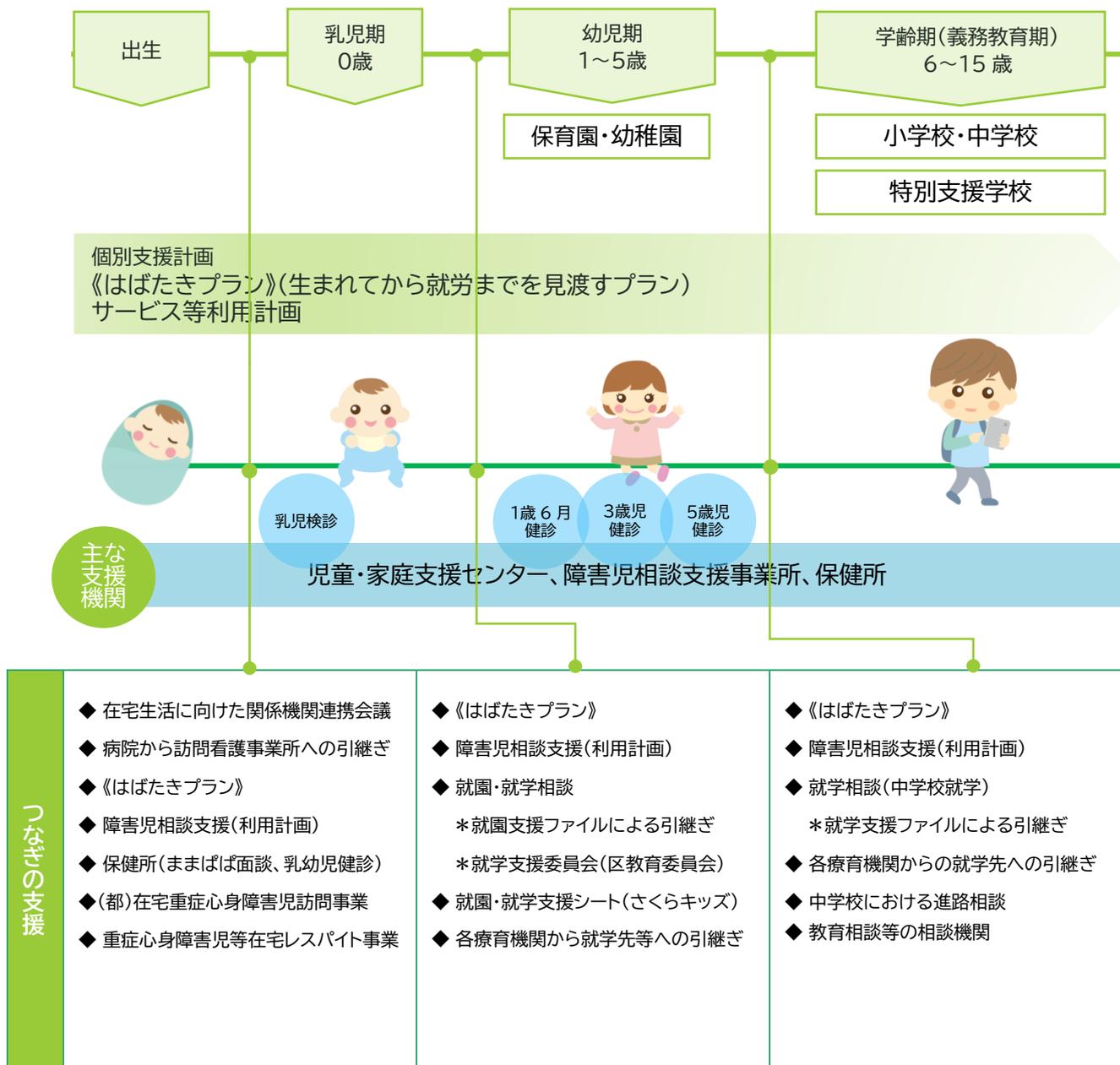
保健所や訪問看護事業所等との連携、情報共有を行い、対象となる重症心身障害児や医療的ケアを必要とする子どもの把握を行い、事業の周知に努め、子どもと家族の福祉の向上をめざします。

## 障害者就労支援センター

A I等を活用した就労や短時間雇用などの新たな働き方を含めて、様々な角度から就労意欲のある障害等のある方への支援を展開します。

企業担当者と障害者支援事業者等の交流の場であるネットワーク推進連絡会等を活用して、中小企業をはじめとした区内企業への情報発信、支援を行います。

## 9 ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けて



### <切れ目のない支援に向けて>

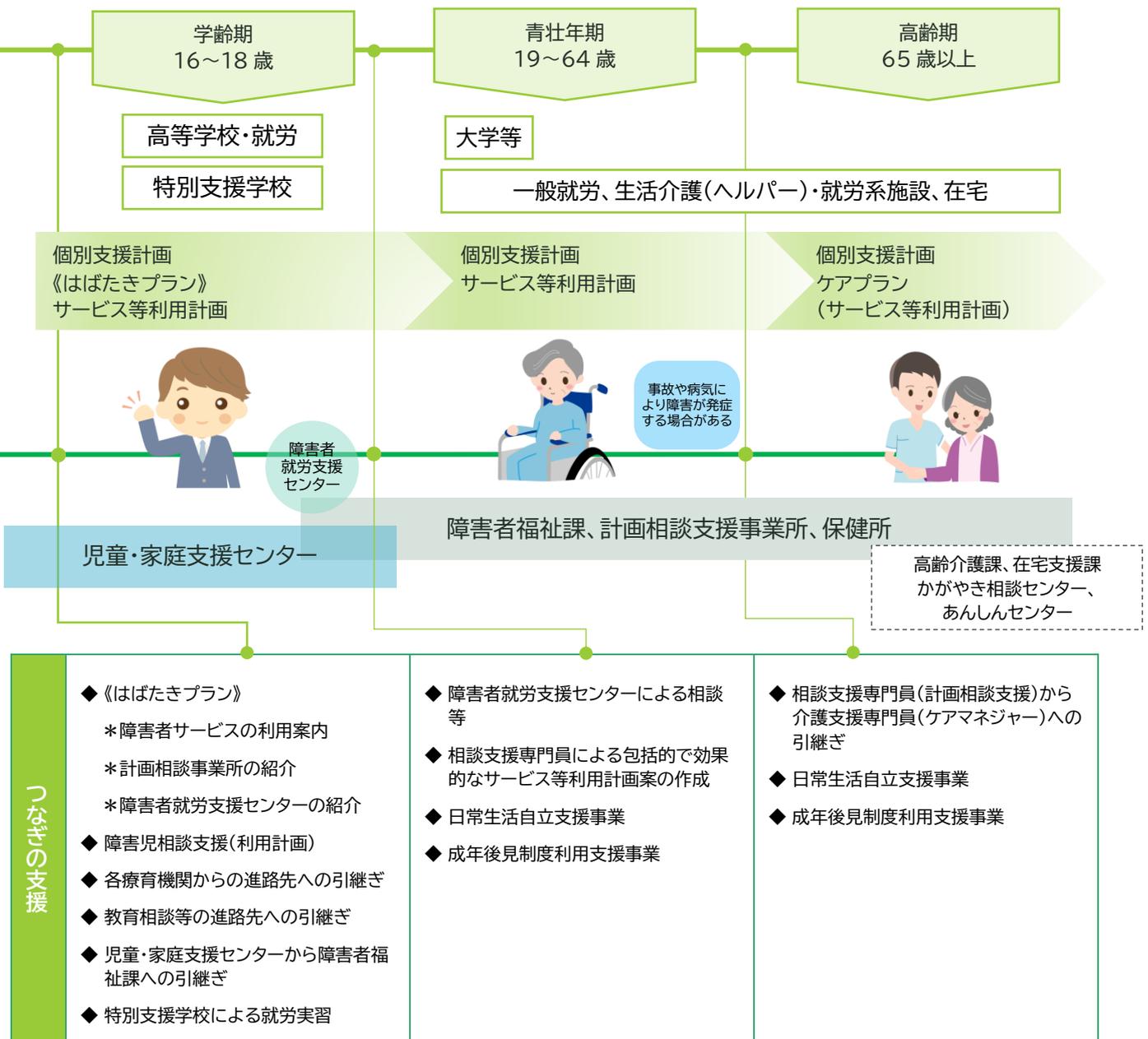
#### 例示1……未就学が就学するときの「引継ぎ」

就学(園)相談を受けた児童については、医師意見書や知能検査の結果等「就学(園)支援ファイル」を作成し、引継ぎ時に職員が学校に持参し、引継ぎを行っています。

また、さくらキッズの利用者については就学相談に関わらず職員が作成した「就学支援シート」を作成しており、学校や園、学童保育や放課後等デイサービスなどに情報提供を行い、学校等でのスムーズな受け入れに寄与しています。

#### 例示2……児童福祉法から総合支援法の「引継ぎ」

18歳以降になると一部の希望する児童は、総合支援法の短期入所や就労継続支援B型、生活介護等の利用を開始します。そのためその引継ぎにあたっては、障害者福祉課や児童・家庭支援センターや学校、また、引継ぎ先の福祉施設や計画相談事業者と顔合わせをしてスムーズに移行できるよう調整しています。また、その他障害支援区分の認定や今後の医療制度や障害年金など今後必要になる制度についても案内しています。



### 例示3……学校から一般就労した時の「引継ぎ」

特別支援学校では主に2年生から就労実習が始まり、3年生時には就労先を決めていきます。その際障害者福祉課でも対応していきますが、障害者就労支援センターも顔合わせをしていき、特別支援学校のフォローアップ終了後にスムーズに移行できるようにしています。それにより切れ目なく就労の安定性を確保しています。また、障害者福祉課では18歳以降のサービスについて説明を行うとともに、はばたきプラン作成者については生活面について引継ぎを行っています。

### 例示4……障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行の「引継ぎ」

障害福祉サービスを利用されている方が65歳に到達すると、障害者総合支援法第7条の規定に基づき、サービス内容が障害福祉サービスに類似する(相当する)介護保険サービスがある場合は、原則として介護保険サービスの利用が優先となります。介護保険サービスへの移行については、区担当職員や現在利用する計画相談事業所の相談支援専門員がご案内をするとともに、介護保険サービスを利用する上で必要となる要介護認定の申請等の手続きについて、千代田区高齢者あんしんセンターや担当するケアマネジャーに対して、丁寧な情報連携と引継ぎを行っています。

## 10 成果目標の設定

### (1) 障害福祉計画

成果目標	基本指針に定める目標	基準値	割合等	数値目標
施設入所者の地域生活への移行	令和8(2026)年度末時点で、令和4(2022)年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。	31人	6%	1人
	令和8(2026)年度末時点で、令和4(2022)年度末時点の施設入所者数を5%以上削減する。		5%	1人減
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を進めるために、相談支援部会で協議する。	協議の場開催		年3回
地域生活支援の充実	令和8(2026)年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。	地域生活支援拠点		1か所
		地域生活コーディネーター人数		2人
		運用状況の検証		年3回
	【新規】令和8(2026)年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	ニーズ調査の実施		1回
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行	就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8(2026)年度中に令和3(2021)年度実績の1.28倍以上とする。	2人	1.5倍	3人
	就労移行支援事業:令和3(2021)年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。	2人	1.5倍	3人
	就労継続支援A型事業:令和3(2021)年度実績の概ね1.29倍以上をめざす。	0人	-	1人
	就労継続支援B型事業:令和3(2021)年度実績の概ね1.28倍以上をめざす。	0人	-	1人
	【新規】就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。	19か所	5割	9か所
一般就労後の定着支援	就労定着支援事業の利用者数は、令和8(2026)年度末の利用者数を令和3(2021)年度末実績の1.41倍以上とする。	9人	1.41倍	12人
	【新規】就労定着率については、令和8(2026)年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率(※1)が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。	14か所	[定着率] 9割 [割合] 2割5分	4か所

※1 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合



成果目標	基本指針に定める目標	目標	
相談支援体制の充実・強化等	令和8(2026)年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。	基幹相談支援センター設置数	2か所
		基幹相談支援センター相談支援連絡会の開催	年3回
		障害者支援協議会相談支援部会の開催	年3回
		障害者支援協議会相談支援部会事例検討回数	年3回
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	令和8(2026)年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。	東京都研修参加人数	年5人
		相談支援連絡会 事例検討回数	年3回
		区事業者指導検査回数	年10件

## (2)障害児福祉計画

### ●障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

項目	目標
児童発達支援センター	令和8(2026)年度末までに児童発達支援センターの機能を実施する体制を整備

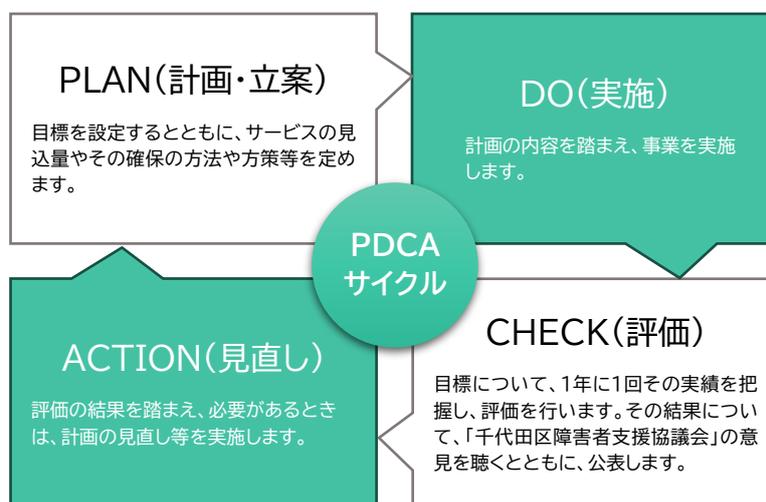
### ●重症心身障害児・医療的ケア児への支援

項目	目標
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	令和元(2019)年度に1か所設置しており、今後のニーズに応じて必要な定員を確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	令和4(2022)年度に設置しており、今後も年2回程度開催
医療的ケア児支援のためのコーディネーター	令和4(2022)年度に設置しており、今後のニーズに応じて必要な人員を配置

## 11 計画の推進体制

---

本プランの円滑・着実な実行のために、毎年「千代田区障害者支援協議会」へ進捗状況を報告して意見をいただくとともに、各事業の評価を実施し、施策等の一層の充実に努めていきます。



---

千代田区障害福祉プラン【概要版】

令和6(2024)年3月

■ 発行:千代田区

■ 編集:千代田区保健福祉部障害者福祉課

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

電話 03-3264-2111(代)

千代田区子ども部児童・家庭支援センター

〒101-0048 千代田区神田司町2-16

電話 03-5298-2424